

# 多賀町農業用肥料価格高騰対策 農業者緊急支援事業のご案内

農業用肥料の価格高騰の影響を受ける農業者の方に経営を維持していただけるように、「多賀町農業用肥料価格高騰対策農業者緊急支援補助金」によりご支援をさせていただきます。

## 多賀町農業用肥料価格高騰対策農業者緊急支援補助金の概要

### 1. 補助対象者

町内に住所を有し、販売用農作物（水稲は販売用でなくても可）を作付けする農業者

### 2. 補助対象作物

水稲、麦、そば、大豆、ニンジン、ブロッコリー、野菜 等

### 3. 補助単価

| 補助対象作物  |             | 補助単価       |
|---------|-------------|------------|
| 水稲・麦・大豆 |             | 4,000円/10a |
| そば      |             | 500円/10a   |
| 野菜等     | ニンジン・ブロッコリー | 8,000円/10a |
|         | 野菜、果樹、花き等   | 5,000円/10a |

※ 同一ほ場において作付時期が異なる場合は、2作まで重複申請が可能です。ただし、野菜等についてはその事実を確認できる書類が必要となります。

（例1：麦＋大豆の場合、4,000円/10a＋4,000円/10a＝8,000円/10a）

（例2：小松菜＋小松菜の場合、5,000円/10a＋5,000円/10a＝10,000円/10a）

### 4. 補助対象面積

令和6年4月～9月の間に播種や定植、収穫等のいずれかの作業を行った面積

※面積は補助対象作物ごと（野菜等は各品目の合計値）にa単位（a未満の端数切り捨て）で算定します。

※原則、面積は営農計画書（水稲共済細目書）に記載の面積とします。

### 5. 補助金額

補助単価×補助対象面積



必ず裏面もご覧ください

## 6. 補助金の交付申請手続き

農業者により申請手続きは異なります。

### ◆ J A 東びわこと取り引きのある農業者

J A 東びわこの町内各支店または東部営農経済センターに次の書類を提出してください。

- ① 多賀町農業用肥料価格高騰対策農業者緊急支援補助金代理申請  
および代理受領に係る委任状（様式第2号）
- ② 詳細確認書兼同意書（様式第1-2号）

※上記①②の様式は、A3二つ折りの両面印刷物で配付しています。

【添付書類】

- ・野菜等を申請する方：出荷を確認できる書類（一部の出荷量分で可）
- ・営農計画書以外の面積により申請する方：補助対象面積を確認できる書類

### ◆ J A 東びわこと取り引きのない農業者

※下記①および②の様式について今回は配付しておりませんので、必要な方は町HPまたは多賀町役場産業環境課窓口で取得してください。

多賀町役場産業環境課に次の書類を提出してください。

- ① 多賀町農業用肥料および燃油等価格高騰対策農業者緊急支援補助金交付申請書  
（様式第1-1号）
- ② 詳細確認書兼同意書（様式第1-2号）

【添付書類】

- ・野菜等を申請する方：出荷を確認できる書類（一部の出荷量分で可）
- ・営農計画書以外の面積により申請する方：補助対象面積を確認できる書類

## 7. 受付期間

※申請される作物により受付期間が異なりますのでご注意ください

①野菜等を含む場合：令和7年2月14日(金)～令和7年2月28日(金)

②水稻・麦・そば・大豆のみの場合：  
令和7年2月14日(金)～令和7年3月7日(金)

## 8. その他

- ・申請書類等は、多賀町役場産業環境課窓口で配布しております。また、町HPにも掲載しておりますのでご利用ください。
- ・虚偽その他の不正手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部または一部返還を求めます。



<お問合わせ先>

多賀町役場産業環境課 電話 0749-48-8117  
農政係 有線 2-2030